

2026年度 認定骨髓検査技師更新申請の手引き

認定血液・認定骨髓検査技師制度協議会

協議会 会長 高見 昭良

審議会 会長 小笠原 洋治

認定骨髓検査技師の登録更新は、5年毎に有効期間の最終年に行われる。更新時には所定の試験に合格することが必要である（認定血液・認定骨髓検査技師制度施行細則第7条）。登録更新は下記の要領にしたがうものとする。

【更新対象者】

認定骨髓検査技師の資格を取得後、5年を経過する者

【更新試験要領】

1. 試験の性格
更新試験は認定骨髓検査技師の知識と技術の維持、および継続性の担保、そしてさらなる向上を図るために実施する。
2. 指定講習および更新試験の実施
2026年7月27日（月）10時から8月5日（水）17時までの10日間（24時間操作可能）
WEB形式にて、指定講習受講および更新試験受験を実施する。延長はないので必ず上記期間中に受講・受験すること。
3. 指定講習および更新試験の場所
受験者各自のPC（WEB形式）
4. 指定講習および更新試験の方法
WEB形式にて、指定講習受講および更新試験受験（認定骨髓）を実施する。
 - 1) 指定講習はパワーポイント録画4講演の完全視聴とする。
 - 2) 更新試験は認定血液検査技師カリキュラムに沿って出題する。スタンダード血液検査学第4版の記載内容に準拠する。
 - 3) 更新試験は多肢選択式で設問10問とし、全問正解まで繰り返し実施可能とする。（全問正解で更新試験合格とする）。
 - 4) 更新試験合格者は更新試験合格証書をダウンロードし、各自印刷すること。
5. 更新試験実行委員会
更新試験の実施はカリキュラム委員会が行う
6. 更新試験の取り扱い：試験問題は公表しない。

【更新申請資格】

次の各項の全てを満たしていなければならない。

1. 5年間継続して日本検査血液学会の会員であること。申請時において直近の5年間と考える。
2. 更新試験受験時の過去5年間に、日本検査血液学会学術集会に2回以上参加していること。ただしそのうち1回は日本検査血液学会支部学術集会及び、日本検査血液学会が主催する冬季セミナーに代えることができる。参加は単位数として換算できる。

3. 血液検査学に関する学術論文・学会発表等の業績、学会・研修会への参加、さらに講演会・研修会での活動により、認定骨髓検査技師更新の資格審査基準単位である5年間で60単位以上を取得していること（別表1を参照）。
4. 登録更新の猶予については、P. 3 を参照。

【更新申請手続き】

1. 申請に必要な書類を整えて、期日までに学会ホームページ内の会員ページよりアップロード（電子申請）する。
2. 更新申請書類受付期間
2026年 7月28日（火）～8月22日（土）
3. 申請に必要な書類
 - 1) 5症例の骨髓所見（症例の指定はない）
書式に関しては、認定骨髓検査技師認定試験受験用症例提出書および骨髓検査所見用紙を使用する。**なお融合遺伝子の表記はダブルコロンで記載すること。**
 - 2) 認定骨髓検査技師更新申請書（様式1）
必要事項を記入し、写真を貼付する。
 - 3) 更新試験合格証書
更新試験全問正解後、各自ダウンロードしたものを印刷し提出する。
 - 4) 認定骨髓検査技師更新申請書（業績目録）（様式2-1～2-5）
必要事項を記入して提出する。総申請単位数を忘れずに記入すること。
様式2-1：学術論文、学会発表
様式2-2-1、様式2-2-2：学会参加
様式2-3：講演会・研修会参加
様式2-4：学会活動・教育など
様式2-5：提出する5症例のリスト

〈記入方法〉

- ・更新申請日まで（2026年7月31日まで）の業績を記入すること。
- ・2022年度以前の学術集会参加については、様式2-2-1に追記すること。

〈提出する証明書類〉

- ・記載した業績については必ず証明となるものを添付し、業績目録と同じ番号（貼付書の通し番号）を付すこと。
- ・証明書類は拡大または縮小コピーしてA4サイズに統一すること。ただし論文・著書の別刷りはサイズを問わない。
- ・論文・著書：別刷りまたは論文・著書のコピー（著書は書名と申請者名の分かるもの）
- ・学会等発表：抄録のコピー（学会名、演題名、氏名の記載があるもの）
- ・学会・研修会等参加：氏名記載のある参加証または出席証明書のコピー

※但し、2022年度から日本検査血液学会学術集会については、参加証の提出では単位付与しない（参加証は証明書類として認めない）。学会参加の証明方法については学術集会ホームページにて確認すること。

5) 証明書など

業績目録に記載した学会、研修会等の参加証または出席証明書（いずれもコピー可）を、目録記載順に並べて番号を付け、**それぞれの申請書に続けてアップロードすること**（例えば様式2-2-1に申請した分の学会参加証は2-2-1の申請書の次にアップロードする。2-2-2に申請した分の学会参加証は2-2-2の申請書に続けてアップロードする）。

6) 認定骨髓検査技師認定証：認定証のコピーをA4サイズで提出すること。

7) チェックシート1)～7)の書類を確認し、チェックシートの該当欄にレ点を入れ、申請書と一緒にアップロードすること。申請に際しては再度書類が整っていることを確認後、チェックシートの最下段のサイン欄に自筆で記名すること。

【申請書作成上の注意】

1. 申請書類は、日本検査血液学会ホームページの会員専用サイトにログインのうえ、書式をダウンロードする（書式サンプルは、ホームページに掲載してある）。
2. 提出書類は資格審査目的のみに使用する。第三者への開示・譲渡および貸与することは一切ない。提出書類の返却には応じない。

【登録更新認定料】10,000円（**更新試験に合格後、納入すること。**）

【更新登録および認定証発行】

更新試験に合格し、資格審査委員会による書類審査において適正と認められた者に審査結果および登録更新認定料の振込案内を送付する。登録更新認定料の振込み完了を確認した後、認定血液・認定骨髓検査技師制度審議会、次いで同協議会で承認された者に対して、認定証を発行する。

【登録更新の猶予】

認定血液検査技師・認定骨髓検査技師制度施行細則第7条2項により、正当な理由がある場合は登録更新の猶予を申請することができる。ただし近年、学会の開催形式が変化しライブ配信・オンデマンド配信など現地に赴くことなく視聴が可能となった。出来る限りこれらを活用し、認定期間内（当該年度）に資格の更新を行うことが望ましい。

猶予を希望する者は証明書類を添えて猶予申請をする。猶予の申請は1年毎に行い、猶予期間は原則として2年までとする。1年毎の猶予期間内に更新申請がない場合は資格喪失となる。

猶予期間中は認定骨髓検査技師の称号は使用できない。また、次回の更新時期は通常に更新した場合の最終年となる。（例：1年延長の場合、4年後に更新すること）

申請により登録更新の猶予が認められる理由と証明書類

延長の理由	証明書類（コピー可）
長期療養（休業を伴うもの）	診断書など
海外出張または在留	施設の証明書
育児休暇、介護休暇	許可書など
長期離職（進学を含む）	内容を証明するもの

長期療養・海外在留の期間は6ヶ月以上、育児休暇・長期離職の期間は1年以上を原則とす

る。上記表以外の事由の申請については審議会で検討する。

【上記更新猶予条件以外の更新申請の延長について】

上記の更新猶予以外の理由、例えば定められた期間中に更新手続きが出来なかった場合において延長申請を行うことができる。更新申請を実施できなかった理由を記載して申請する。審査の結果、最大1年間の延長が認められる。1年間の延長期間内に更新申請がない場合は資格喪失となる。

延長期間中は認定骨髓検査技師の称号は使用できない。また次回の更新時期は通常に更新した場合の最終年となる。（1年延長のため、4年後に更新すること）

【問い合わせ先】

〒160 - 0016 東京都新宿区信濃町35 信濃町煉瓦館5階
（一財）国際医学情報センター内
一般社団法人日本検査血液学会
認定血液検査技師・認定骨髓検査技師制度協議会
TEL:03-3350-9053 FAX:03-3350-9056 E-mail:JSLH@imic.or.jp

以上

(Ver. 2024. 06. 21)

別表1 認定血液・骨髄検査技師資格審査基準単位及び更新資格審査単位

必要要件			単位
学会参加 (日本検査血液学会が主催するもの)	日本検査血液学会学術集会	全国	20
		支部会	10
		冬季セミナー5)	20
		社員総会講演	10
学会参加 (日本検査血液学会以外) 1)	日本血液学会		10
	日本血栓止血学会	総会	10
		分科会 6)	5
	日本小児血液・がん学会		10
	国際血液学会総会 (ISH)		10
	アメリカ血液学会 (ASH)		10
	国際検査血液学会 (ISLH)		20
	国際血栓止血学会		10
	日本医学検査学会総会	総会	10
		地方会	5
	日本臨床検査医学会	総会	10
		地方会	5
	日本医療検査科学会		10
	日本サイトメトリー学会		10
	その他の医学関連学会		5
研究発表 2)	原著論文	筆頭	30
		共同	10
	その他の論文 総説、症例、技術など	筆頭	20
		共同	10
	学会発表	筆頭	20
		共同	10
講習会、研修会等参加 3)	1 年間に 1 講習会・研修会まで申請可。		10
学会主催の教育活動等	1 学会 1 役職で 5 年間に 1 回まで申請可。		10
技師養成学校での教育 4)	5 年間に 1 回まで申請可。		10
指定研修施設での教育 8)	5 年間に 1 回まで申請可。		10

1) 日本医学会分科会のうち検査血液学に関連のある学会であること。その他の医学関連学会についても、原則、日本医学会分科会のうち検査血液学に関連のある学会であること、該当しないものについては審議会において審査する。

2) 論文・著書は一編毎に、学会発表は 1 演題毎に評価する。学会発表は別表1に示す学会

で行ったもののみを評価する。

3) 講習会、研修会参加は、4 団体（日本検査血液学会、日本臨床衛生検査技師会、日本臨床検査医学会、日本臨床検査同学院）もしくは日本医学会分科会が主催または共催したもの（地区開催を含む）で、その他は審議会において審査する。

4) 技師学校での教育は検査血液学に関連のあるものとし、実習担当も可とする。教科、学校数に限らず5年間に1回を限度とする。

5) 2021年6月開催の初夏セミナーも20単位とする。2022年3月開催の冬季セミナーは10単位とする。2023年以降に開催された冬季セミナーの取得単位については、会員ページの「ポイント・参会実績」を確認のこと。

6) 学術標準化委員会（SSC）シンポジウムがこれに該当する。

7) 複数の学会の合同開催の場合には、各学会の合計単位の3/4（75%）を単位とする。

8) 研修受け入れの実績がある場合は更新資格審査単位になる。詳細は指定施設問い合わせ時に一緒に添付される。

(Ver. 2023. 06. 20)